

京都市伏見区桃山南大島町地区建築協定

建築協定区域

京都市伏見区桃山南大島町の一部
及び同区桃山町養齋の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、建築基準法第69条及び京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第6条に定める区域内（以下「協定区域」という。）における建築物の敷地、位置、構造、形態及び用途に関する基準について協定し、良好な住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

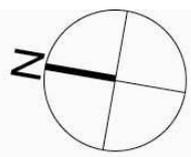
■建築物の制限

第7条 協定区域内で建築を行う場合は、隣接者の同意を得るように努めることとし、その敷地、位置、構造、形態及び用途は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

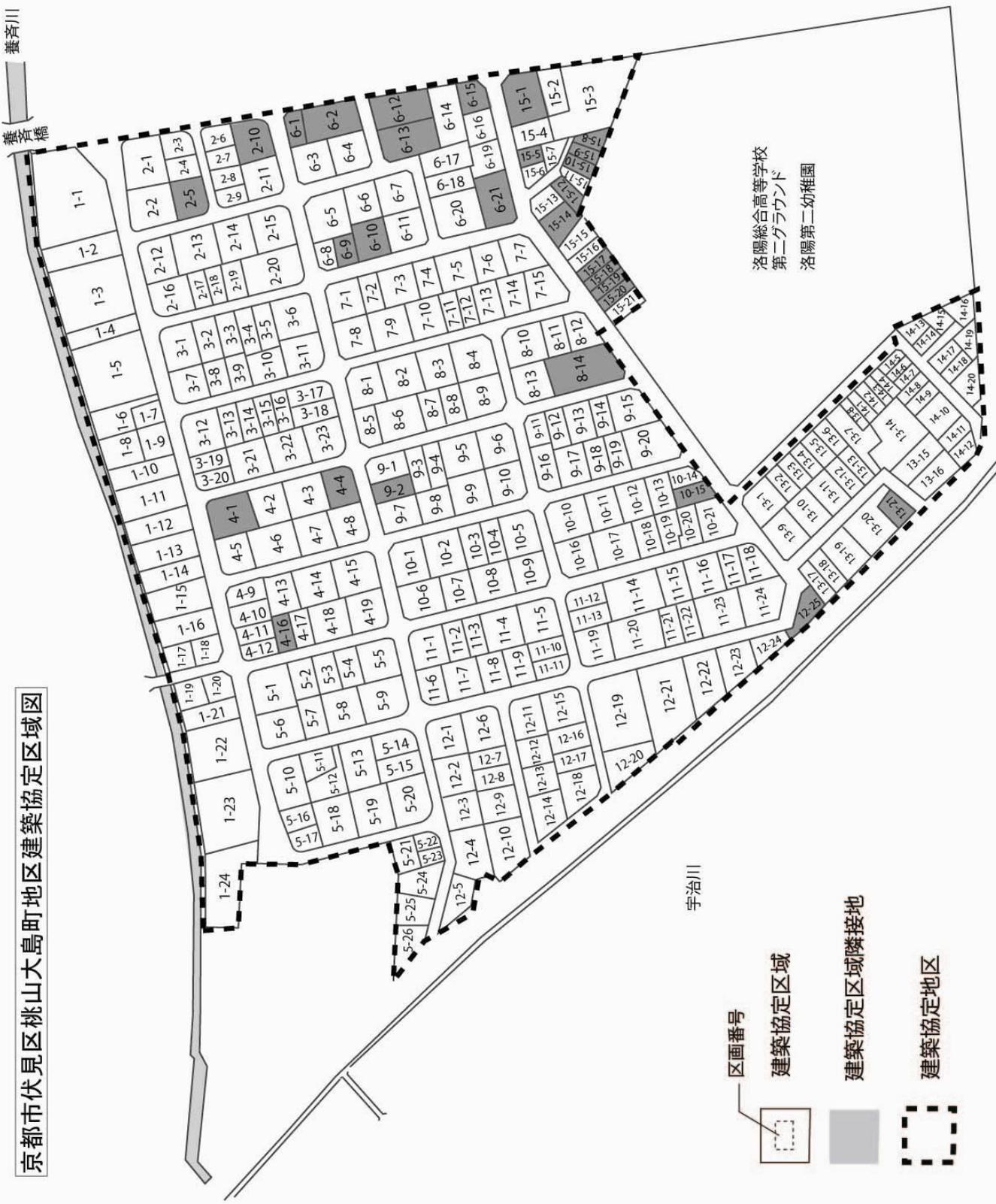
- (1) 建築物の敷地、位置等については、次のイからニに掲げる基準に適合しなければならない。
 - イ. 敷地面積は100平方メートル以上とする。
 - ロ. 隣地境界線と建築物の外壁面との間隔は50センチメートル以上とし、日照、通風及び防災等の配慮に努めること。
 - ハ. 隣地境界線から1メートル未満の位置に隣の敷地に面して窓又は縁側を設ける場合は、目隠しを設ける等プライバシーの侵害防止の措置を講ずるよう努めること。
 - ニ. 自動車を所有する者は、建築物の敷地内に1台の駐車ができる空地を設けること。
 - (2) 建築物の高さは10メートル以下とし、軒高は7.5メートル以下とする。
 - (3) 建築物の用途については、1戸建専用住宅（2世帯住宅を含む。）又は次のイからホに掲げる用途を兼ねる1戸建兼用住宅で、第11条に定める委員会（以下「委員会」という。）が環境上支障がないと認めたものとする。
 - イ. 事務所
 - ロ. 日用品又は食料品の販売を目的とする小売店舗
 - ハ. 診療所
 - ニ. 学習塾
 - ホ. 出力合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する、パン屋その他これらに類する製造業を営むもの。
- なお、作業は、近隣に迷惑を及ぼさないこと。



京都市伏見区桃山大島町地区建築協定区域図



養育園
養育川



洛陽総合高等学校
第二グラウンド
洛陽第二幼稚園

宇治川

- 区画番号
- 建築協定区域
- 建築協定区域隣接地
- 建築協定地区